



浦添市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

浦添市長

松本 哲也

浦添市条例第 28 号

浦添市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理及び対策の推進に必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空家等に関する対策を実施するために必要な体制を整備し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理（管理不全空家等又は特定空家等に該当する状態に起因して他人の生命、身体又は財産に被害を生じさせることのないよう、これを適切に管理することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 空家等の所有者等は、空家等を有効に活用するよう努めるとともに、市が実施する空家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。

3 空家等に係る土地の所有者等は、当該空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、空家等の所有者等に対し、当該空家等の適切な管理に関する働きかけを行うように努めなければならない。

(空家等の発生の予防)

第5条 現に使用している建築物を所有し、又は管理する者は、建築物の使用を中止するに当たり、当該建築物を使用する見込みがなく、かつ、適切な管理を継続することが困難で管理不全空家等又は特定空家等に該当することとなるおそれがあるときは、賃貸、譲渡等により当該建築物の活用を図るよう努めるものとする。

(情報提供)

第6条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等と推測されるものを発見した場合は、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(立人調査等)

第7条 市長は、空家等の所在、外観、状態及び当該空家等の所有者等を把握するた

めの調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査を行うに当たっては、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員又は委任した者に、当該空家等の敷地部分に立ち入って目視その他の軽易な調査をさせ、又は所有者等の把握に資する情報を有すると思われる者に質問をさせることができる。
- 3 前項の規定により空家等と認められる場所の敷地部分に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第8条 市長は、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対し、修繕、立木等の伐採、雑草の除去、防犯上の措置その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお、当該空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、期限を定めて、当該指導に係る措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩落その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、前条第1項の指導若しくは同条第2項の勧告又は法第13条第1項の指導若しくは同条第2項の勧告若しくは法第22条第1項の助言若しくは指導、同条第2項の勧告若しくは同条第3項の命令により、所有者等に当該危害を避けるための措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要があると認める場合に限り、当該危害を避けるために必要な最小限度の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じた場合は、当該措置に係る空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができないときにあっては、公告）をするものとする。
- 3 市長は、第1項の措置を講じた場合は、当該措置に要した費用を当該措置に係る空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、適切な管理が行われていない空家等に関する情報を提供し、又は当該空家等の状況を解消するために必要な協力を求めることができる。

(審議会の設置)

第11条 この条例及び法の適正な運用を図るため、浦添市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項その他空家等の適切な管理及び対策の推進に関することを審議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。